

## 【国民健康保険・後期高齢者保険加入者】で人間ドック受診を希望される方

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入中の方は、人間ドック費用の一部助成を受けることができます。  
※ただし、町の特定健診（集団・個別健診）を受ける予定の方は助成の対象外です。

### 〈対象者〉

人間ドック受診時点で、30歳以上の国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者で下記の条件を満たす方

- 1) 当該年度内に特定健診または後期高齢者健診を受診していない方
- 2) 国民健康保険税あるいは後期高齢者医療保険料に滞納がない方

### 〈申請期間〉 令和9年4月30日まで

### 〈助成対象となる人間ドック〉

特定健診あるいは後期高齢者健診の健診項目を満たしている人間ドック

#### ■健診項目

- ・基本項目（身長 体重 BMI 腹囲\*）、血圧 ※腹囲は特定健診のみ
- ・肝機能検査（AST ALT r-GT）
- ・血中脂質検査（中性脂肪 HDLコレステロール LDLコレステロール）
- ・血糖検査（空腹時血糖または随時血糖 ヘモグロビンA1c）
- ・尿検査（尿糖 尿蛋白）



### 〈助成額〉

|              |   |
|--------------|---|
| 国民健康保険加入者    | 受診費用額の3分の2（上限3万円）<br>※脳ドックを含む場合、上限は5万円となりますが、脳ドックのみは助成対象となりません。 |
| 後期高齢者医療保険加入者 | 2万円まで（脳ドック含む）   |

### 〈申請に必要なもの〉

- 氏名と生年月日がわかるもの
- 通帳
- 人間ドックの結果
- 領収書（原本預かりとなります）
- 質問票（健診受診票の裏面）

### 〈申請方法〉

- 1) 希望する医療機関で受診する。
- 2) 人間ドックの結果と必要書類を持ち、住民課または各支所の窓口で申請する。

### 【人間ドック費用助成に関する問い合わせ先】

住民課 国保・年金係 電話 0278-25-5010（直通）